

答 申

第1 審査会の結論

宮城県教育委員会は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において開示しないこととした部分について、別紙1のとおりその一部を開示すべきである。

第2 異議申立てに係る経過

1 異議申立人は、平成20年11月16日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、下記に掲げる文書について開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(1) 平成21年度宮城県・仙台市公立学校教員採用試験に関わる文書すべて

- 1) 採用・選考基準が明記されているもの
- 2) 採点基準が明記されているもの
- 3) 模擬授業等での指示、面接内容等が明記されているもの
- 4) 名簿登載になった者の年齢構成（各校種、教科ごと）、新卒・旧卒（講師経験有・無）の割合
- 5) 1次試験の教職教養、小論文の各受験者数、各合格者数

(2) 教員採用試験の在り方に関する点検結果の報告について（平成21年7月・8月）：文科省に報告した文書すべて

(3) 平成20年5月1日付け宮城県内の臨時教員数について
各校種、各任用形態（常勤、非常勤、その他）、各県費・市費等に分けて

(4) 平成19年度宮城県・仙台市公立学校寄宿舍指導員採用選考に関わる文書

- 1) 採用（選考）基準
- 2) 採点基準
- 3) 作文、面接内容、それぞれ明記されているもの
- 4) 1次通過人数（男女別）

(5) 平成20・21年度宮城県・仙台市公立学校実習助手採用候補者選考に関する文書

- 1) 作文の題，面接内容
- 2) 選考（採用）基準
- 3) 2次選考の採点基準
- 4) 1次合格者の人数（各種別）

2 実施機関は，本件開示請求に対応する行政文書として，次のものを特定した。

- (1) 平成21年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考
第1次・第2次選考事務処理要領
- (2) 平成21年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考における
第1次選考における実技試験の内容及び評価基準について
- (3) 小論文の評価について
- (4) 平成21年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考
第2次選考模擬授業実施計画書，模擬授業実施要項
第2次選考個人面接1・個人面接2実施要領
- (5) 平成21年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者第2次選考試験
実技試験の内容及び評価基準
- (6) 教員採用の在り方に関する点検結果について（報告）
（平成20年7月25日付け）
- (7) 教員採用の在り方に関する点検結果について（報告）
（平成20年8月28日付け）
- (8) 平成19年度宮城県・仙台市公立学校実習助手・寄宿舍指導員
採用候補者選考要項
- (9) 平成20年度宮城県・仙台市公立学校実習助手採用候補者
第1次選考について
- (10) 平成20年度宮城県・仙台市公立学校実習助手採用候補者
第2次選考について

その上で，(6)及び(7)の行政文書を開示し，これら以外の行政文書については，非開示決定又は部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い，一部について行政文書の開示をしない理由を次のとおり付して，平成20年12月19日付けで，異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第7号該当

当該行政文書には、選考試験の基準や評価の観点などの情報が記載されており、これらを開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成されなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

3 これに対し異議申立人は、次に掲げる文書(以下「本件行政文書」という。)について、平成21年2月16日付けで異議申立てを行った。

- (1) 平成21年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考
第1次・第2次選考事務処理要領
- (2) 平成21年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考における
第1次選考における実技試験の内容及び評価基準について
- (3) 小論文の評価について
- (4) 平成21年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考
第2次選考模擬授業実施計画書、模擬授業実施要項
第2次選考個人面接1・個人面接2実施要領
- (5) 平成21年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者第2次選考試験
実技試験の内容及び評価基準

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関に、本件処分のうち本件行政文書に係る部分を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書等において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 教員も公務員であり、その地位は主権の存する国民の信託に基づく以上、主権者たる国民がどのような選考基準により信託する教員が決まっているのか知ることができなければ、国民主権は機能しなくなる。そうであれば、どのような「選考の基準」によって教員が選考されているのかを、国民・県民、そして受験者に明らかにする必要がある。

- (2) 実施機関は非開示（部分開示）の理由を「当該行政文書には、選考試験の基準や評価の観点などの情報が記載されており、これらを開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成されなくなり、またはこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため」とした。

文部科学省の調査で、選考試験の基準や評価の観点について、実施機関は平成20年8月29日付けの報告では「全面公開」する予定であるとしている。平成22年度（平成21年実施）の採用選考で、選考基準、評価の観点を「全面公開」する予定であれば、今年度実施済みの採用選考においての選考基準や評価の観点を「非開示」「部分開示」とする理由はない。

また、「開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成されなくなる」理由は何か。全国には、選考の基準や評価の観点を「全面公開」している県があり、その自治体が目標達成されていないという事実はないし、「おそれ」もない。したがって、実施機関の主張は説得力を持たない。

- (3) 小論文や実技については、客観的に評価されているのかという受験者の疑惑や不安、不満を起こさせないためにも、ひいては主権者たる国民の知る権利を保障するとともにその信託を保持するためにも明確な基準の公開をするべきである。
- (4) 大分県の教員採用試験をめぐる汚職で、国民・県民が教員採用制度と教育行政、そして教員に対して疑惑の目を向けている。これを払拭し、教育に対する国民・県民の信頼を回復するためにも、選考の基準や評価の観点を積極的に公開し、透明化することが求められている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

条例第8条第1項第7号該当性について

本件行政文書には、選考試験の基準及び評価の観点などの情報が記載されており、これらを開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成されなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがある。

平成21年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考に係る各種事務処

理要領等においては、教員として必要とされる普遍的な資質を確保する必要があり、当該各種事務処理要領等に記載されている選考方法、合否判定方法、質問例、評価の観点等の詳細を開示することは、その方法に沿って高得点を得るための受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせ、本県の教員としてふさわしい資質・能力を備えている者を選ぶという本来の選考目的の達成を困難にするものと考えられ、結果として、今後の教員採用候補者選考事務の実施に支障をきたすものである。

次に、各種評価基準等については、実技試験及び小論文は、教員としての技術及び能力、教職に対する考え方及び意欲、論理力等について見ることを狙いとしているから、これ以上の詳細な評価の観点等を開示することは、上記と同様の理由により選考目的の達成を困難にし、今後の教員採用候補者選考事務の実施に支障をきたすものである。

平成22年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考(平成21年度実施)から、面接、実技試験等における選考基準を明示する方針であるが、開示の在り方は、上記支障の点を踏まえ検討中であり、当該方針が直ちに平成21年度分に係る選考基準のすべてを開示する理由になるというものではない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実に推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 条例第8条第1項第7号該当性について

条例第8条第1項では、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならないと規定しており、同項第7号では、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開す

ることにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」が掲げられている。

よって、以下では、(1)から(15)について、条例第8条第1項7号に該当するとしている実施機関の主張について、個別に検討する。

(1) 平成21年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考第1次・第2次選考事務処理要領

当該情報のうち、平成21年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考第1次選考(以下「第1次選考」という。)の実技試験の配点について、非開示とされているが、この情報は、実施機関において、平成22年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考要項(以下「平成22年度選考要項」という。)により既に公表されており、公表の内容は、この情報と同一のものであると認められるため、実施機関が主張するように受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせ、教員採用候補者選考(以下「教員選考」という。)の実施に支障が生ずるとは考えにくく、条例第8条第1項第7号に該当せず、開示とすることが妥当である。

次に、第1次選考の基準点(以下「基準点」という。)について、インカメラ審理により確認したところ、基準点は、第1次選考の合否判定において、これを下回る場合は不合格とすることを原則とする基準であることが認められる。実施機関は、基準点は総合的な審査の過程で柔軟に扱う指標であり、開示することで、柔軟な選考を阻害すると主張するが、基準点は、他の試験でも広く行われている性格のものであり、広くバランスのとれた人物を採用しようとする実施機関の姿勢が明らかになるものの、教員選考の評価の柔軟な選考に支障があるとまでは認められないことから、開示とすることが妥当である。

次に、平成21年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考第2次選考(以下「第2次選考」という。)における各選考の配点として非開示となっている情報について検討する。この情報は、第1次選考の配点と同様に、開示したとしても、第2次選考全体を通じて実施機関が各選考において配点をいくりにするかの方針が判明するにとどまるものであり、受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせるなど、教員選考の実施に支障が生ずるとまではいえず、開示とすることが妥当である。

次に、模擬授業並びに個人面接1及び個人面接2におけるAからDまでの4段階評定の各内容について、非開示とされているが、これらの情報は、単に、4段階評定の目安が表現されているに過ぎず、受験者には、相当程

度内容が想定しうるものである。よって、教員選考に支障が生ずるとはいえず、開示とすることが妥当である。また、実技試験を含め、4段階評定又は5段階評定を行うに当たって換算点を使用していることについては、上記において検討した配点に連動しているものと考えられ、そのことを開示したとしても、教員選考の実施に支障が生ずるとまではいえず、開示とすることが妥当である。

しかしながら、4段階評定又は5段階評定に対しての配点の情報は、合否判定過程における比較又は検討のための指標として用いられているものであり、実施機関において教員選考を行う上で、その裁量が認められるものと判断される。また、これらの情報が開示された場合、受験者に評定結果の妥当性をめぐり無用の混乱を生じさせる可能性は否定できず、総合的に選考する第2次選考の合否判定の趣旨が損なわれ、将来にわたり教員選考の公正又は円滑な執行を行うに際し、支障が生ずるものと認められるため、非開示とすることが妥当である。

(2) 第1次選考における実技試験の内容及び評価基準について

実技試験内容の欄には、基本的実技動作、基本的技能及び表現力に係る内容が記載されている。これらの内容のうち、非開示となっている情報は、いずれも実技試験の際に評価者が評価するポイントを示しているものであって、受験者が相当程度想定しうるものであると判断される。よって、当該情報を開示したとしても、受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせるものとはいえず、開示とすることが妥当である。

次に、評価基準の欄については、すべて非開示とされている。

同欄には、評価する観点及びこれに対応する配点などが記載されているが、評価する観点については、評価の基本的な着眼点を示しているに過ぎず、これを開示したとしても、受験者が一般的に想定しうる情報であると認められ、受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせるなど、教員選考に支障を生じさせるおそれはなく、開示とすることが妥当である。

しかしながら、観点ごとに示された配点については、これらの情報を公開した場合、実施機関が、いずれの評価の観点に対してどの程度重視しているかなどが判明することとなり、受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせることとなると認められる。また、実施機関においては、このことが教員選考にもたらす影響を払拭するため、将来にわたり多大な労力を要することは否定できない。したがって、実施機関が主張するとおり、教員にふさわしい者を選考するという教員選考の目的達成に大きな支障があるものと判断されることから、非開示とすることが妥当である。

最後に、実技試験の配点の欄の非開示となっている情報については、(1)において判断したとおり、実施機関において、平成22年度選考要項により同様の情報が公表されており、開示とすることが妥当である。

(3) 第1次選考における実技試験 試験内容と評価の観点及び配点

第1次選考における実技試験（以下(3)において「実技試験」という。）の試験内容と評価の観点及び配点で、非開示となっている情報のうち、まず、担当者の欄の情報について検討する。当該情報は、実技試験の担当者の氏名であり、当該情報が開示された場合、実技試験の担当者個人に対し、受験者の接触を誘発し、又は不当な圧力などが発生するおそれがあり、教員選考の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるものと認められることから、非開示とすることが妥当である。

次に、実技試験の内容及び評価の観点の欄の情報については、(2)の実技試験内容で判断したとおり、基本的実技動作、基本的技能等、採点者が行う基本的な評価項目が列挙されているものと確認された。当該評価項目は、いずれも、実技試験の内容及び評価の観点としては、受験者であれば一般的に想定しうる情報であると認められ、これを開示しても、実施機関が主張する受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせるおそれはなく、又、将来にわたって教員選考の出題内容に大きな制約を与えるとは考えにくいいため、開示とすることが妥当である。

次に、実技試験の配点の欄の情報については、実施機関が採点を行うに当たっての配点に関する情報が記載されており、(2)の評価基準で判断したとおり、これを開示した場合、受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせるなど、教員選考の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるものと認められることから、非開示とすることが妥当である。

次に、採点のめやす欄の非開示となっている情報について検討する。

同欄には、まず、既に公表されている5段階評価について、受験者の獲得点数をどのように格付けしているかについての情報が記載されている。当該情報は、開示したとしても受験者が一般的に想定しうる情報に過ぎず、受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせるなど、実施機関が教員選考を行うに当たって、将来にわたり事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるとまでは認められない。よって、開示とすることが妥当である。

しかしながら、配点と一体的な情報として、受験者の獲得点数を5段階のいずれの段階に評価するかについては、実施機関において広く裁量があるものと考えられ、開示することにより、受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせるなど、実施機関が将来にわたり教員選考の公正若しくは

円滑な執行を行うに際し、著しい支障が生ずるものと認められるため、非開示とすることが妥当である。

最後に、満点の欄の情報について検討する。

これは、(1)で判断したとおり、実施機関において平成22年度選考要項により既に公表されている情報と同様のものであり、開示とすることが妥当である。

(4) 第1次選考における小論文の評価について

本件行政文書には、2採点方法のうち、非開示となっている部分には、小論文の評価としては、一般的に想定しうる基本的な内容が示されているに過ぎず、開示しても教員選考に支障が生ずるとは認められない情報があり、これらは開示すべきものと認められる。具体的には、三つの項目名、評価項目の欄、観点の欄、評価の視点の欄について、開示とすることが妥当である。

一方、三つの採点方法項目についての配点に関する情報、満点の欄、区分の欄については、これらを開示した場合、実施機関がいずれの部分をもどの程度重視しているかが判明することになり、(2)において判断したとおり、受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせるなど、教員選考の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるものと認められ、非開示とすることが妥当である。

次に、3採点方法（評価の観点）を検討する。

非開示とされた部分は、小論文の採点について、採点者に対して単に事務的な評価処理手順を示しているに過ぎないと認められる情報のみが記載されており、この部分を開示しても教員選考に支障が生ずるとは考えにくく、開示とすることが妥当である。

(5) 第2次選考における模擬授業実施計画書

第2次選考における模擬授業実施計画書には、模擬授業のねらい、対象者、実施日時、受験者が留意すべき進行手順、受験者への指示事項、題材例などの情報が記載されていると確認された。

これらの情報は、受験者であれば、既に了知している、又は了知しうる情報であると認められることから、これらの情報を開示しても、受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせ、又は、教員選考の実施に大きな制約を与えると考えにくく、開示とすることが妥当である。

(6) 第2次選考における模擬授業実施要項

第2次選考における模擬授業実施要項には、模擬授業委員の資料として、模擬授業のねらい、指示事項といった受験者であれば一般的に了知しうる情報が記載されている部分があると確認された。これらの情報は(5)において判断したとおり、開示とすることが妥当である。

しかしながら、これらの情報以外の情報には、模擬授業を実施する上で模擬授業委員が行う具体的かつ詳細な評定方法が記載されており、これらの情報は、開示した場合、(2)において判断したとおり、教員選考の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるものと認められることから、非開示とすることが妥当である。

(7) 第2次選考における個人面接1実施要項

第2次選考における個人面接1実施要項には、第2次選考における個人面接1（以下「個人面接1」という。）の実施に伴う事前の指示事項及び面接時の留意点についての情報が記載されている部分があり、これらの情報は、一般に受験者が了知しうる情報と認められ、これらの情報を開示した場合、教員選考の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるとは認められず、開示とすることが妥当である。

しかしながら、上記の部分以外には、個人面接1を実施する上で面接官が行う具体的な評定方法について、具体的かつ詳細に記載されている部分があり、これらの情報を開示した場合、(2)において判断したとおり、教員選考の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるものと認められることから、非開示とすることが妥当である。

(8) 第2次選考における個人面接2実施要領

第2次選考における個人面接2実施要領には、面接委員が第2次選考における個人面接2（以下「個人面接2」という。）の実施に伴い留意すべき具体的な内容が記載されている。

そのうち、事前の指示事項については、(7)において判断したとおり、一般に受験者が了知しうる情報に過ぎず、これを開示しても教員選考の公正又は円滑な執行に支障が生ずるとは認められず、開示とすることが妥当である。

一方、それ以外の部分には、個人面接2を実施する上で面接官が行う具体的な評定方法について記載されており、(7)において判断したとおり、これらの情報を開示した場合、教員選考の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるものと認められることから、非開示とすることが妥当である。

(9) 第2次選考における実技試験の内容及び評価基準

第2次選考における実技試験の内容及び評価基準のうち、評価基準の欄において非開示とされた情報には、評価の方針といった、5段階の評価を行うなど既に公表され、又は一般的に想定しうる情報であると認められるものがあり、これらを開示しても、受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせるなど、教員選考の公正又は円滑な執行に著しい支障を生じさせるとは考えにくく、開示とすることが妥当である。

しかしながら、同欄には、実施機関が5段階の評価を行うための基礎となる詳細な評価方法と認められる情報が記載されている部分があり、この情報は、実施機関に裁量が認められるものであると判断される。よって、この情報を開示した場合、(2)において判断したとおり、教員選考の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるものと認められることから、非開示とすることが妥当である。

次に、配点の欄について検討する。

配点の欄については、実施機関が各実技試験において具体的にどのような配点を行っているかについての情報が記載されていた。この情報を開示しても、(2)において判断したとおり、受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせるなど、教員選考の公正又は円滑な執行に著しい支障を生じさせるとは考えにくく、開示とすることが妥当である。

(10) 第2次選考における小学校音楽実技試験実施要項

第2次選考における小学校音楽実技試験実施要項には、非開示とされている実技委員の欄について、第2次選考における小学校音楽実技試験（以下(10)において「音楽実技試験」という。）を担当した個人の氏名等が記載されており、この情報を開示した場合、(3)において判断したとおり、教員選考の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるものと認められることから、非開示とすることが妥当である。

次に、実技試験方法の項目の情報について検討する。

当該情報は、実技委員が行う音楽実技試験の手順が指示事項として記載されており、これを開示したとしても、受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせ、教員選考の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるとはいえず、開示とすることが妥当である。

次に、非開示とされている配点及び評定について検討する。

ここには、実施機関において平成22年度選考要項により既に公表されている5段階評定を行う旨及び当該5段階評定における配点に関する情報が記載されていた。5段階評定については、(9)において判断したとおり、

この情報を開示しても教員選考に支障が生ずるとは認められないことから、開示とすることが妥当である。また、評価基準の欄及び評価の観点の欄については、(2)及び(9)において判断したとおり、受験者であれば一般的に想定しうるものと認められる情報が記載された部分があり、これらの部分を開示しても、受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせ、教員選考の公正又は円滑な執行に支障が生ずるとは認められず、開示とすることが妥当である。

しかしながら、配点及び点数に関する情報については、(9)において判断したとおり、教員選考の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるものと認められる。よって、非開示とすることが妥当である。

(11) 第2次選考における実技試験 試験内容と評価の観点及び配点

評価の観点の欄の非開示とされた部分には、(2)において判断したとおり、マット運動の基本的動作に対する評価事項が記載されており、この情報は、受験者であれば一般的に想定しうるものと認められることから、開示とすることが妥当である。

次に、採点のめやす欄にある非開示とされた情報について検討する。

この部分には、受験者の獲得点数を評価の観点に従ってどのように格付けしているかについての情報及び満点となる得点の配点情報が記されている。これらの情報は、開示したとしても受験者にとっては、一般的に想定しうる情報であり、(3)において判断したとおり、受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせるなど、実施機関が教員選考を執行するに当たって、将来にわたり公正又は円滑な事務事業の執行に支障が生ずるとまでは認められない。よって、開示とすることが妥当である。

しかしながら、最終得点の欄における配点と一体的な情報として受験者の獲得点数をどの段階に評価するかについては、実施機関において広く裁量があるものと考えられ、開示することにより、(3)において判断したとおり、受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせるなど、実施機関の教員選考の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるものと認められるため、非開示とすることが妥当である。

(12) 第2次選考における小学校マット運動採点基準

非開示とされる部分には、開示とされた部分よりも詳細な採点方法及び評価方法が記載されており、これらの情報が開示されると、受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせるなど、教員選考の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるものと認められることから、非開示とすることが妥

当である。

(13) 第2次選考における中・高家庭実技試験実施要項

第2次選考における中・高家庭実技試験実施要項には、非開示とされている実技委員の欄について、実技試験を担当した個人の氏名等が記載されており、この情報を開示した場合、(3)において判断したとおり、教員選考の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるものと認められることから、非開示とすることが妥当である。

次に、配点及び評定の非開示とされた情報について検討する。

ここには、実施機関において平成22年度選考要項により既に公表されている5段階評定を行う旨の情報が記載されており、これを開示しても教員選考に支障が生ずるとは認められないことから、開示とすることが妥当である。

しかしながら、配点及び点数に関する情報については、(9)において判断したとおり、教員選考の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるものと認められる。よって、非開示とすることが妥当である。

(14) 第2次選考における家庭実技採点表

第2次選考における家庭実技採点表には、家庭実技採点に係る内容が詳細に記載されていた。このうち、標題、の欄、採点項目の欄及び採点する観点の欄については、いずれも家庭実技試験としては特別なものではなく、受験者であれば一般的に想定しうるものと認められることから、受験者に受験技術を先行させる姿勢を生じさせるなど、教員選考の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるものとは認められず、開示とすることが妥当である。

しかしながら、それ以外の部分については、採点する観点到連動し、実施機関による具体的な採点方法が記載されており、開示されると、受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせるなど、教員選考の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるものと認められることから、非開示とすることが妥当である。

(15) 第2次選考における教員採用試験2次英語面接の内容について

第2次選考における教員採用試験2次英語面接の内容についてのうち、非開示とされた評価方法の部分については、受験者であれば一般的に想定しうる内容が記載されている部分があり、これを開示しても、受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせ、教員選考の公正又は円滑な執行に支

障が生ずるとは認められず，開示とすることが妥当である。

しかしながら，上記以外に面接官に対する指示手順が記載された部分があり，これを開示した場合，受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせるなど，教員選考の公正又は円滑な執行に支障が生ずるものと認められることから，非開示とすることが妥当である。

次に，添付資料のうち，面接委員の手持ち資料となる面接委員への配付資料一覧と認められる情報については，これを開示しても，受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせるなど，教員選考の公正又は円滑な執行に支障が生ずるとは認められないため，開示とすることが妥当である。

それ以外の添付資料部分は，第2次選考における英語面接を実施するに当たっての詳細な手順及び評価方法が記載されており，これらを開示することとなれば，受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせるなど，教員選考の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるものと認められることから，非開示とすることが妥当である。

3 結論

以上の審議により，実施機関が非開示と判断した情報について，審査会が行った判断は別紙1のとおりである。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は，別紙2のとおりである。

別紙 1

	本件非開示情報	審査会の判断
(1)	第1次・第2次選考事務処理要領	
	・第1次選考/実技試験の配点	開示
	・第1次選考/基準点	開示
	・第2次選考/選考方法	
	・各選考の配点, 評定内容, 評定内容付属部分	開示
	・各評定の配点	非開示
(2)	第1次選考における実技試験の内容及び評価基準について	
	・実技試験の内容欄	開示
	・評価基準欄	
	・評価する観点	開示
	・観点ごとに示された配点	非開示
	・配点欄	開示
(3)	第1次選考/実技試験 試験内容と評価の観点及び配点	
	・担当者欄	非開示
	・内容及び評価の観点欄	開示
	・配点欄	非開示
	・採点のめやす欄	
	・獲得点数の格付け情報	開示
	・それ以外の部分	非開示
	・満点欄	開示
(4)	第1次選考/小論文の評価について	
	・採点方法	
	・項目名, 評価の項目欄, 観点欄, 評価の視点欄	開示
	・配点に関する情報, 満点欄, 区分欄	非開示
	・採点方法(評価の観点)	開示
(5)	第2次選考/模擬授業実施計画書	開示
(6)	第2次選考/模擬授業実施要項	
	・「模擬授業」のねらい, 指示事項	開示
	・それ以外の部分	非開示

	本件非開示情報	審査会の判断
(7)	第2次選考 / 個人面接1実施要項	
	・事前の指示事項，面接時の留意点	開示
	・それ以外の部分	非開示
(8)	第2次選考 / 個人面接2実施要項	
	・事前の指示事項	開示
	・それ以外の部分	非開示
(9)	第2次選考 / 実技試験の内容及び評価基準	
	・評価基準欄	
	・5段階評価の部分	開示
	・5段階評価をするための基礎となる詳細な評価方法	非開示
	・配点欄	開示
(10)	第2次選考 / 小学校音楽実技試験実施要項	
	・実技委員欄	非開示
	・実技試験方法	開示
	・採点及び採点基準	
	・配点及び評定	
	・配点	非開示
	・評定	開示
	・評価基準	
	・段階欄，評価基準欄，評価の観点欄（点数に関するものを除く）	開示
	・点数欄，評価の観点欄（点数に関するもの）	非開示
(11)	第2次選考 / 実技試験 試験内容と評価の観点及び配点	
	・評価の観点欄	開示
	・採点のめやす欄	
	・獲得点数の格付け情報	開示
	・それ以外の部分	非開示
	・満点欄	開示
(12)	第2次選考 / 小学校マット運動採点基準	非開示

	本件非開示情報	審査会の判断
(13)	第2次選考 / 中・高家庭実技試験実施要項	
	・実技委員欄	非開示
	・採点及び採点基準	
	・配点及び評定	
	・配点	非開示
	・評定	開示
	・評価基準	
・段階欄	開示	
・点数欄	非開示	
(14)	第2次選考 / 家庭実技採点表	
	・標題， 欄，採点項目欄，採点する項目欄	開示
	・それ以外の部分	非開示
(15)	第2次選考 / 教員採用試験2次英語面接の内容について	
	・評価方法	
	・評価方法	開示
	・面接官に対する指示手順	非開示
	・添付資料	
	・面接委員への配付資料一覧情報	開示
・それ以外の部分	非開示	

別紙2 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
21 . 3 . 16	諮問を受けた。(諮問第186号)
21 . 4 . 20	実施機関から補充の理由説明書を受理した。
21 . 5 . 11 (第280回審査会)	事案の審議を行った。
21 . 5 . 22	異議申立人から意見書を受理した。
21 . 6 . 8 (第281回審査会)	事案の審議を行った。
21 . 6 . 26 (第282回審査会)	異議申立人から意見等を聴取した。
21 . 7 . 13 (第283回審査会)	実施機関から非開示理由等を聴取した。
21 . 8 . 24 (第284回審査会)	事案の審議を行った。
21 . 9 . 10 (第285回審査会)	事案の審議を行った。
21 . 10 . 5 (第286回審議会)	事案の審議を行った。
21 . 11 . 10 (第287回審査会)	事案の審議を行った。
21 . 12 . 4 (第288回審議会)	事案の審議を行った。
21 . 12 . 21 (第289回審議会)	事案の審議を行った。

(参 考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
蘆 立 順 美	学識経験者	
布 田 勉	学識経験者	会長職務代理者
馬 場 亨	法律家	会長
森 山 博	法律家	
矢 吹 眞理子	情報公開制度を理解する者	

（平成22年 1月25日現在）